

県土マネジメント部報告事項

報告 1 国による紀伊山地の大規模土砂災害対策における計画段階評価の実施について

**報告 2 近畿圏の高速道路を賢く使うための料金体系基本方針（案）と本県の対応
（第二阪奈有料道路、南阪奈道路）について**

報告 3 地方版図柄入りナンバープレートの導入に向けた取組について

**報告 4 一般国道168号（五條市西吉野町西野地内等）における法面崩落箇所の
復旧工事について**

■国による紀伊山地の大規模土砂災害対策における計画段階評価の実施について

○これまでの経緯

- 平成23年度 紀伊半島大水害発生
- 平成24年度 紀伊山地砂防事務所が新設され、特定緊急砂防事業に着手
(奈良県内の事業箇所:北股、長殿、赤谷、栗平、清水(字井)、坪内)
地方整備局組織規則(平成十三年一月六日国土交通省令第二十一号)
(紀伊山地砂防事務所の設置期間の特例)
第十九条 近畿地方整備局紀伊山地砂防事務所は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。
- 平成28年度 紀伊山地砂防事務所及び特定緊急砂防事業の期限を迎える

○国による計画段階評価の実施

近畿地方整備局は、熊野川等流域における現状、課題を踏まえ、計画段階評価の手続きの一環として、「紀伊山地における大規模土砂災害対策の計画段階評価に関する有識者委員会」を平成28年11月2日に開催した。

今後、本省が近畿地方整備局と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、対応方針を決定する見込み。

[計画段階評価の概要]

1) 課題の把握

これまでに深層崩壊の発生に伴う河道閉塞(天然ダム)の急激な侵食を防止するための安定化対策、土石流の再度発生に備えた砂防堰堤等の対策が完成予定であり、一定の安全度の向上が図られる見通しであるが、絶え間ない土砂流出に伴う河床の上昇により、土砂・洪水氾濫のおそれがある。

荒廃地からの土砂流出により河床が上昇しており、治水安全度が低下



土砂・洪水氾濫のイメージ

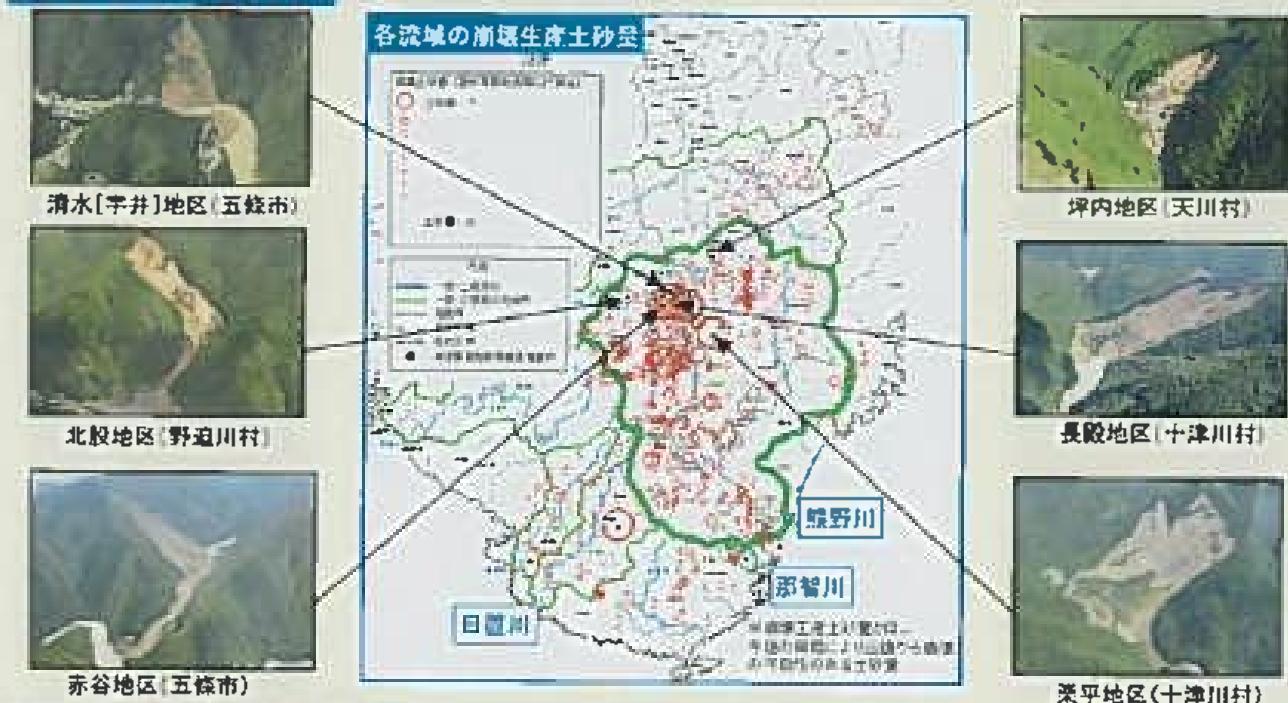
流出した土砂で河床が上昇することにより、水位が上昇し、氾濫が発生



2) 原因分析

平成23年に大規模崩壊が発生し、特に熊野川等において崩壊が顕著であり、崩壊箇所からの土砂が絶えず渓流や支川に流出している。

大規模崩壊箇所からの土砂流出



3) 政策目標の明確化

平成23年紀伊半島大水害の実績等を踏まえ、熊野川、日置川、那智川において、土砂流出に伴う市街地等の土砂・洪水氾濫や、土石流による重要な道路や集落等の被害を防止・軽減する。

4) 複数案の比較、評価

6つのハード対策、3つのソフト対策

概略評価により以下の3案を選定

土砂生産源で山腹保全工を中心に行う案

支川流域で砂防堰堤を中心に行う案

保全対象を移転する案

総合評価により以下の案を選定

対応方針(国の原案)

費用、実現性及び柔軟性の観点から、最も有利な案は「支川流域で砂防堰堤を中心に行う案」であり、他の評価項目でも当該評価を覆すほどの要素がないと考えられるため、同案による対策が妥当。

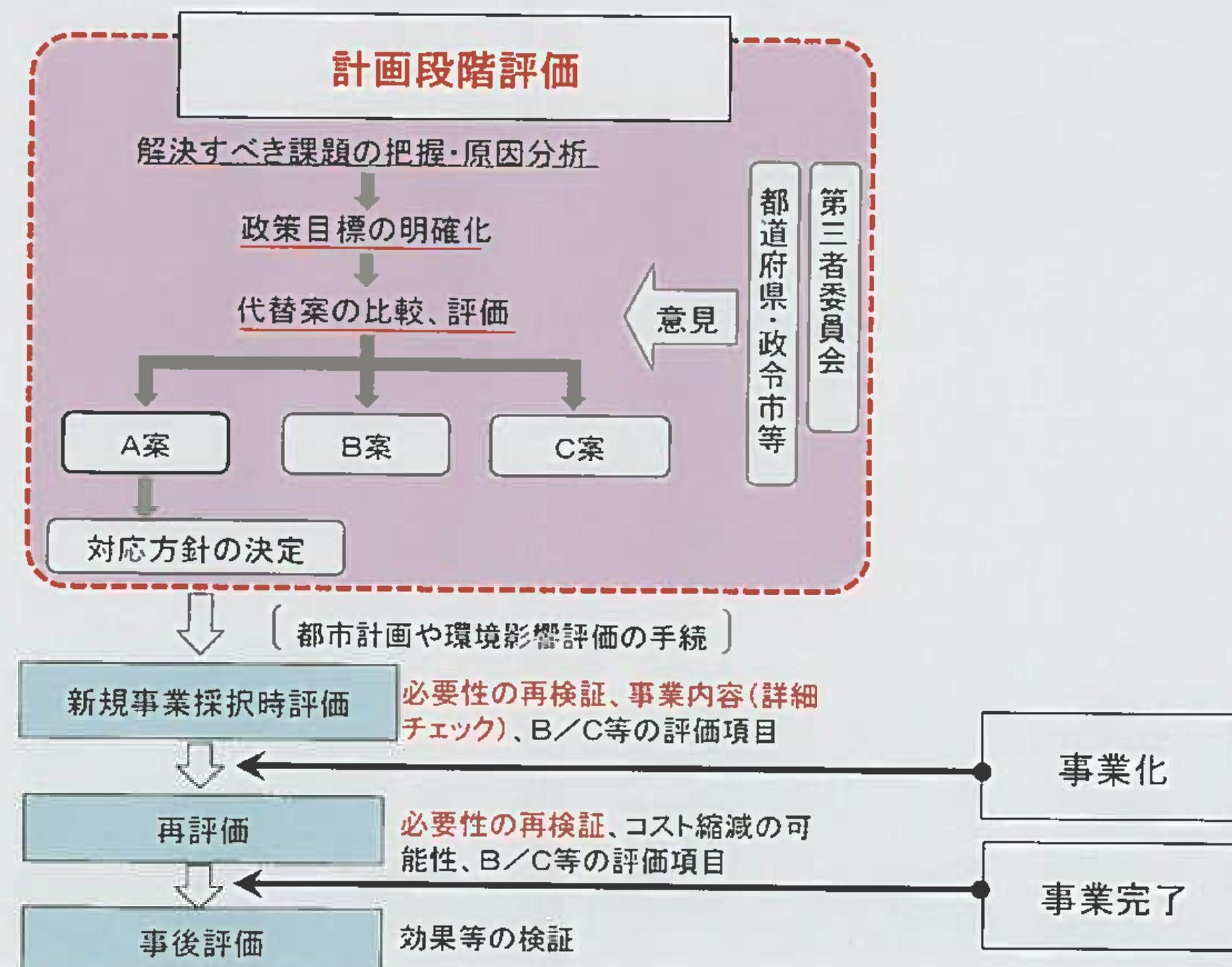
5) 計画段階評価における奈良県知事意見

紀伊山地の大規模土砂災害対策の対応方針(原案)に異論はありません。熊野川流域では、紀伊半島大水害以降、本川や支川への著しい土砂流出が続いている。安全・安心を求める地域の切実な声を踏まえ、是非とも、来年度から新たな事業に着手していただきたい。

【参考】

国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価について

- 公共事業の実施過程の透明性を一層向上させるため、事業の必要性等が検証可能となるよう評価の手法を改善するとともに、計画段階での事業評価を新たに導入
- 平成22年度、平成23年度の試行を経て、平成24年度から正式に導入された。



近畿圏の高速道路を賢く使うための料金体系 基本方針（案）と 本県の対応（第二阪奈有料道路、南阪奈道路）について

報告 2
平成28年12月
県土マネジメント部

□ 首都圏の動き

- 平成27年1月 高速道路を中心とした「道路を賢く使う取組」の基本方針

平成28年4月 首都圏 新たな料金のスタート
⇒ 渋滞緩和が見られるなど、一定の効果

□ 近畿圏の高速道路を賢く使うための料金体系 基本方針（案）の概要

（1）現行の料金体系の課題

- 均一料金区間と対距離料金区間の混在が顕著
- 管理主体として高速道路会社と地方道路公社等の路線が混在



（2）今後の料金体系のあり方

<基本的な考え方>

- 料金の賢い3原則
 - ・ 利用度合いに応じた公平な料金体系
 - ・ 管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系
 - ・ 交通流動の最適化のための戦略的な料金体系
- 特に、近畿圏は「必要なネットワークの充実と合理的な料金体系の整理との両立」、「管理主体の整理」に特段の対応が必要

<実現に向けた取組>

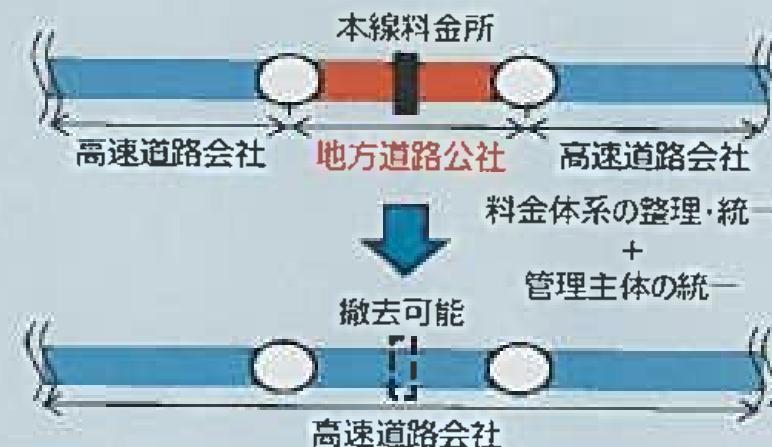
① 料金体系の整理・統一

- 料金水準や車種区分について、対距離制を基本とし、高速道路の大都市近郊区間における現行の水準を参考に整理・統一
- ② 管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現
- 高速道路会社と一体的なネットワークを形成している地方公社道路等の管理区間は、合理的・効率的な管理のため、会社での一元的な管理を検討

（3）料金体系の確立にあたっての留意事項

- 近畿圏の新たな料金体系については、当面、平成29年度からの導入を目指すが、地方道路公社等が管理する路線の高速道路会社での一元管理の実施などにあわせて、地域の意見を聴取しつつ、料金体系の確立に向けたロードマップを明確化

（4）管理主体の統一（イメージ）



□ 本県の対応

（1）第二阪奈有料道路

- 阪高東大阪線や近畿自動車道などの高速道路と広域的なネットワークを形成しており、高速道路会社での一元的な管理について県の考え方を整理
- 公社への県の出資金の取扱いなども含め整理が必要



第二阪奈有料道路は県道路公社と府道路公社で共同運営しているため、大阪府とも連携しながら国と調整を進める

（2）南阪奈有料道路

- 大阪府では南阪奈有料道路（府道路公社管理）のNEXCO西日本への移管について、国、NEXCO西日本と調整中
- 調整が整えば、有料道路をNEXCO西日本に移管するための手続きが進められることとなる



大阪府と国、NEXCO西日本の調整状況を把握する

地方版図柄入りナンバープレートの導入に向けた取組について

報 告 3
平成28年12月
国土マネジメント部

1. 図柄入りナンバープレート制度の要点

(平成28年9月12日建設委員会報告案件)

(1) 交付地域の単位

- 単位 ・ナンバープレートの地域名表示を単位として交付
地域数 ・単独又は複数のナンバープレートの地域名表示において交付

◆ 奈良県は「奈良」ナンバーのみ

(2) 図柄の提案主体

- ①ナンバープレートの地域名表示に含まれる全ての市区町村が合意した上で、共同で提案
②都道府県の地理的範囲が地域名表示の範囲と一致する場合などにおいては、市区町村の同意を得た上で、都道府県が提案を行うことも可能。

◆ 39市町村の共同提案 又は 県が提案

(3) 図柄の数及び寄付金

- ①寄付金付きナンバーを導入 2種類(寄付金付き用及び寄付金なし用)
②寄付金なしナンバーのみ導入 1種類

2. これまでの経過と今後の取組

平成28年8月17日 図柄入りナンバープレート制度説明会
(近畿運輸局自動車技術安全部主催)

8月19日
25日
26日] 市町村向け図柄入りナンバープレート制度説明会
(道路環境課主催)

10月11日 県が図柄導入に向けた手続きを進めることについて、
39市町村全ての同意書を受領

国土交通省への図柄提案に向けて、奈良県が手続きを進める。

図柄提案に向けた手続きの進め方等について、関係者の意見を幅広く聴取するため、行政・有識者により構成される審査会を設置

3. 審査会

役割(案)

○図柄公募要項の検討

○次の観点からの審査

- ・視認性
- ・製造工程上の技術的な制約
- ・他者の権利(商標登録など)
- ・公序良俗

など

構成(案)

行政・議会関係

- ・荒井 奈良県知事
- ・県議会代表
- ・市町村代表

など

有識者等

- ※観光、交通、美術等の各分野で
- ・大学教授等
 - ・自動車業界代表者

など

※委員の総数は10名程度を想定

4. 今後のスケジュール(案)

平成29年1月頃 ・審査会の設置
・公募方法の検討

2月頃 ・図柄の公募
(期間: 約40日間)

5月頃 ・県民の意見を聞く
(期間: 約40日間)

7月頃 ・図柄最終案の決定

8月頃 ・国土交通省へ図柄提案



適宜、審査会を開催

制度の項目	具体的な内容	
① 交付地域の単位	単位	・ナンバープレートの地域名表示を単位として交付。
	地域数	・単独又は複数のナンバープレートの地域名表示において交付。
② 対象車種	・登録自動車(自家用及び事業用)と軽自動車(二輪を除く。)(自家用)を対象。	
③ 図柄の提案主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレートの地域名表示に包含されるすべての市区町村が合意した上で、共同で提案。 ・都道府県の地理的範囲が地域名表示の範囲と一致する場合などにおいては、市区町村の同意を得た上で、都道府県が提案を行うことも可能。 	
④ 図柄の選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・番号の書体や大きさ等の様式は変更せず、ナンバープレートに図柄を使用。 ・ナンバープレートに記載された番号等の視認性が確保されていることや製造工程上の技術的な制約があることのほか、他者の権利(商標登録など)を侵すものでない、公序良俗に反するおそれがあるものでない等の基準を満たしているもの。 	
⑤ 図柄の数	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付金付き図柄入りナンバープレートを選択しない場合は、寄付金なし1種類。 ・寄付金付き図柄入りナンバープレートを選択する場合は、寄付金なし1種類、寄付金付き1種類の2種類。 ・寄付金付きのみの1種類は認めない。 	
⑥ 寄付金を充てる事業の範囲の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車ユーザー等に裨益する事業であって、単年度で支出の効果が発現するもの。 ・寄付金の募集を行うか否かは、提案する地方自治体が選択。 ・寄付金の使途は、地域における自動車交通サービスの改善・利用促進に資する事業、観光振興に資する事業、交通事故の被害者救済等。具体的な使途は、提案段階で明確化。 	
⑦ 寄付金の募集・配分	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の要件を満たす、国又は地方自治体以外の非営利の組織が寄付金の募集・配分を全国一元的・専門的に行う。 寄付金の募集・配分を行う組織に設置された第三者機関において、寄付金を充てる事業の効果、配分額等を審査し事業を選定すること、寄付金の募集・配分について地方自治体から意見を聴取すること、寄付金の配分に係る検証を行うことのほか、自動車ユーザーが寄付を行いやすくするためにナンバープレートの交付業務と連携すること 等 	

一般国道168号(五條市西吉野町西野地内等)における法面崩落箇所の復旧工事について

報 告 4
平成28年12月
県土マネジメント部

①五條市西吉野町西野地内

被害の状況

4月14日(木)
高さ約45m、幅約25mの法面崩落が発生。想定土量は約4,000m³



応急工事完了状況

6月22日(水)片側交互により交通開放

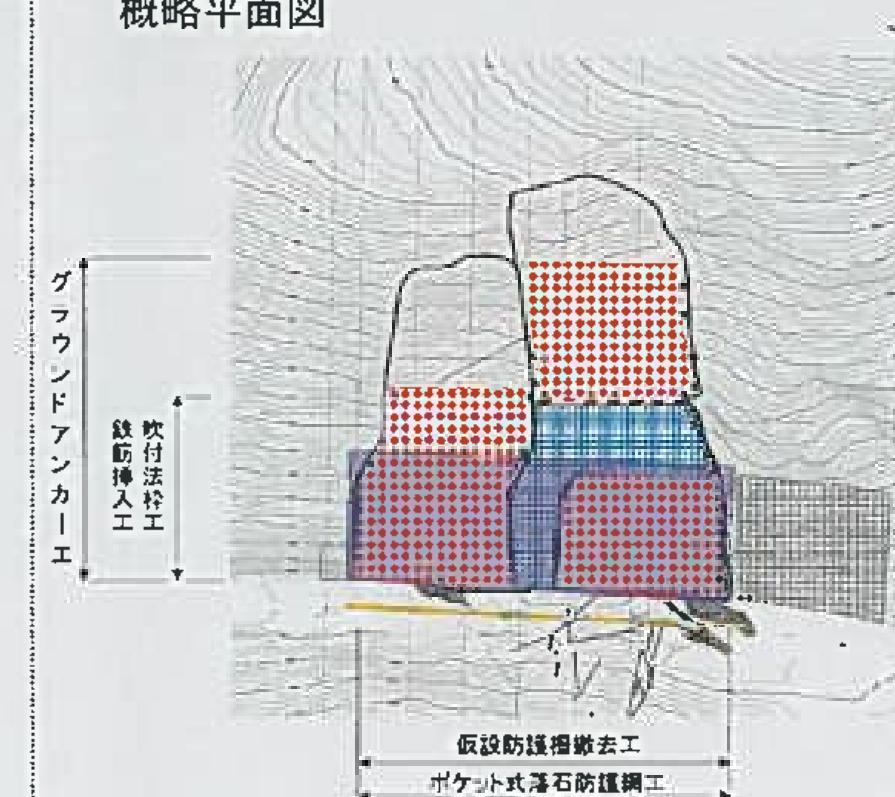


応急復旧工事概要

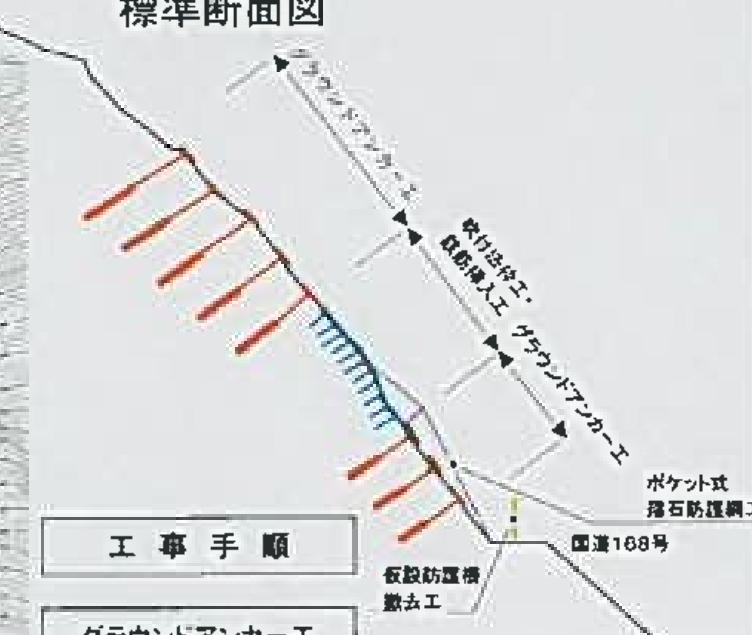
- ・法面掘削工 約3.500m³
- ・残土処理工 約7,000m³
- ・法面工(コンクリート吹付) 約3,700m²
- ・仮設防護柵工 H=7m、L=80m

2車線開放に向けての復旧工事

概略平面図



標準断面図



工事手順

グラウンドアンカーア工

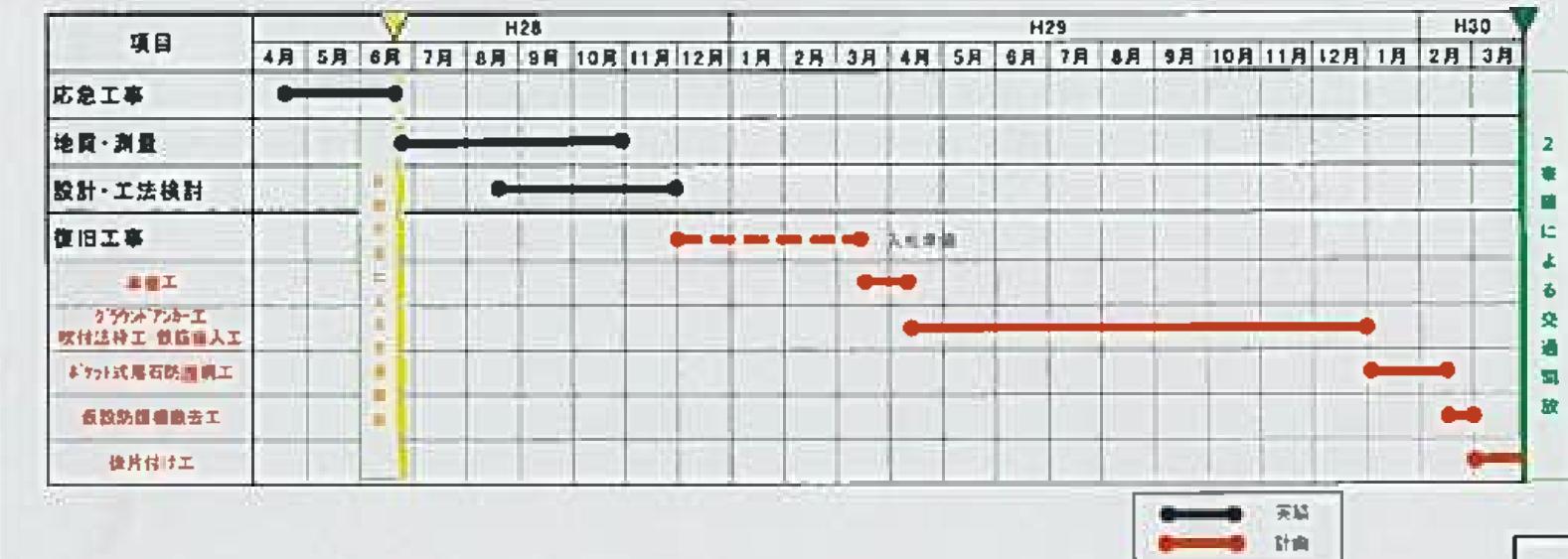
吹付法枠工・鉄筋挿入工

ポケット式落石防護網工

仮設防護柵撤去工

復旧工事工程表

- ・H29年3月中旬工事着手予定(9月補正予算)。
- ・天候等不測の事態が無ければ、H30年3月末に、2車線による交通開放予定。



一般国道168号(五條市西吉野町西野地内等)における法面崩落箇所の復旧工事について

報 告 4
平成28年12月
県土マネジメント部

②五條市大塔町小代地内

被害の状況



4月22日(金)
法面崩落による落石発生



5月16日(月)
法面再崩落発生



応急工事完了状況

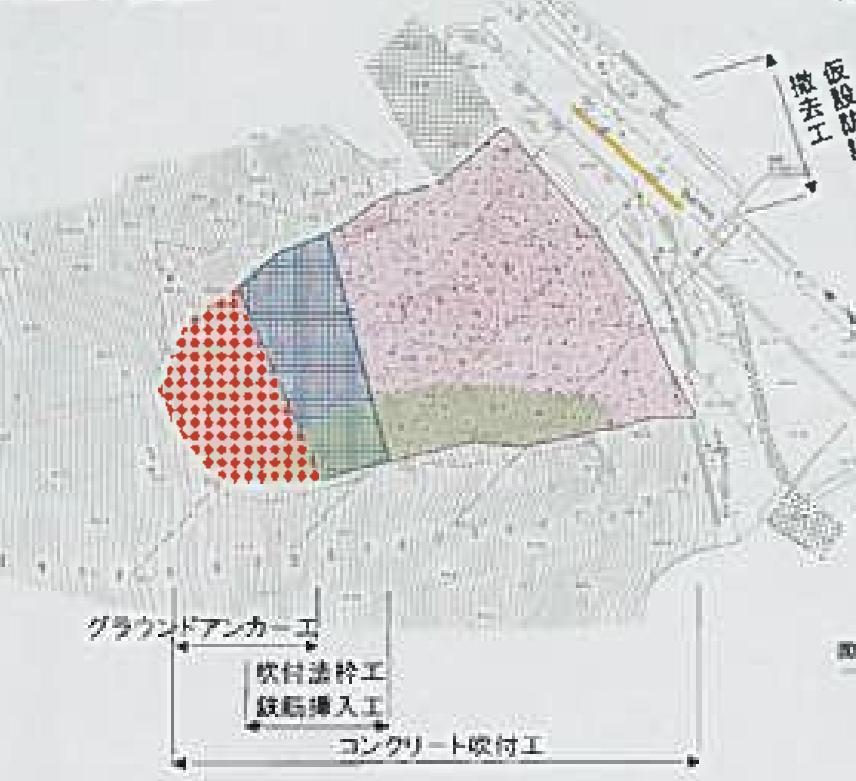


5月19日(木)
片側交互による交通開放

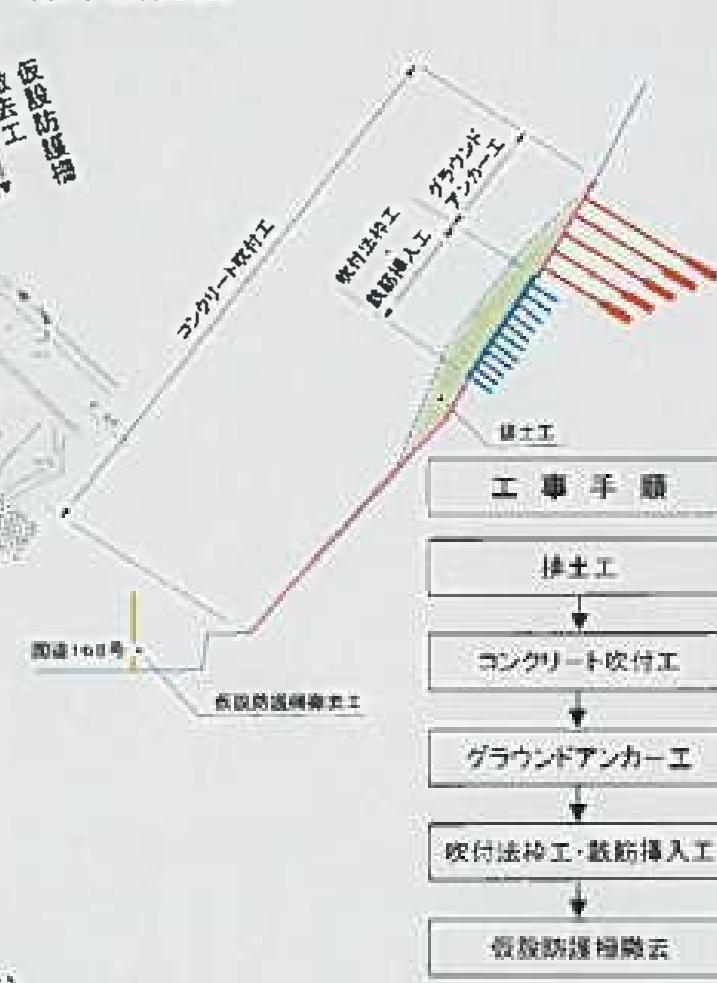


2車線開放に向けての復旧工事

概略平面図



標準断面図



復旧工事工程表

- ・H29年2月初旬工事着手予定(9月補正予算)。
- ・天候等不測の事態が無ければ、H29年12月末に、2車線による交通開放予定。

